

平成28年1月29日（金）13：30～

交通政策審議会海事分科会第73回船員部会

【成瀬専門官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第73回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に配布資料を確認させていただきます。お手元の資料をごらんください。

上から、議事次第、配布資料一覧、その次からが議題の資料となります。

まず、資料1として、資料番号は付しておりませんが、「平成28年度海事局関係予算概要」という20ページものの冊子となります。

資料2として、「交通政策審議会への諮問について 諮問第235号「無料の船員職業紹介事業の許可について」というものが2枚、その参考資料として資料2-2が2枚、こちらは委員限りの資料となります。

資料は以上ですが、行き届いておりますでしょうか。

以上で、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速本日の……。はい、森田委員。

【森田臨時委員】 極めて異例ではございますが、冒頭、船員の生命と安全について発言をしたいと思います。お許しいただけませんか。

【野川部会長】 はい、どうぞ。

【森田臨時委員】 よろしいでしょうか。

【野川部会長】 はい。

【森田臨時委員】 この件については、民間船員……。

【佐々木審議官】 冒頭というのは、後にしていただいたほうがいいんじゃないですか。

【森田臨時委員】 いえいえ、部会長が了解していただいたので、いいのでは。事務方

のほうは。

【野川部会長】 内容にもよりますが、どれくらいのお時間を要しますか。

【森田臨時委員】 10分程度だと思います。

【野川部会長】 ちょっとそれは長いですね。

【佐々木審議官】 長いですね。

【森田臨時委員】 巻きますよ。

【佐々木審議官】 委員のほかの方のご都合もあるでしょうから、事前にそういうお話をなしに、それだったら調整していただければいいんだと思うんですね。

【森田臨時委員】 それほどお手間はとらせませんよ。

【野川部会長】 この件は、事前に事務局のほうとは。

【佐々木審議官】 全く聞いておりません。

【高橋臨時委員】 ちょっと待ってください。事前に報告しなければいけないんですか。何を言っているんですか。

【佐々木審議官】 ですから、我々は、議題で、こういうふうには委員長にご説明しているわけですから、そのとおりに進めていただきたいと申し上げているんです。

【平岡臨時委員】 ちょっと待ってくださいよ。委員長のほうからやってもいいという話をしているじゃないですか。

【佐々木審議官】 委員長のご判断であれば結構ですが、私の意見を申し上げたところでは。

【野川部会長】 通常、いろいろな議題をここで話し合うときには、事前に私のところに説明もまいりますし、事務局からいろいろなところにもまずご説明をして、それでここで検討いたしますが、私の今申し上げた事務局のほうとと言ったのは、進め方ですね。つまり内容については、必ずしも、どういう意見を言うかということまで事前にそれぞれ労使のほうから事務局に言う必要は全くありませんが、ただ、進め方がありますよね。進め方の手続きについて、例えば一番最初のところで発言をするということは、今、森田委員ご自身おっしゃったように、極めて異例のことですので、それが突然、ここでおっしゃることであって、それを全く事務局のほうで把握していないというのは、私もちょっと懸念いたしますが、そのところをご理解いただきたいと思います。

【森田臨時委員】 その懸念については、内容を聞かれた上でご判断をいただければというところもございますので。部会長のほうが了解をしていただいたので、私のほうで発

言をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【野川部会長】 時間を区切らせていただけますか。先ほど10分というふうにおっしゃいましたけれども、早くに出なければならぬ方もおられますので、できるだけ短く、10分を超えないようにしていただけますでしょうか。

【森田臨時委員】 こういうやりとりをしている間でも時間が経過してしまいますので、もったいないと思いますが、13時半から14時半まで一応とられておりますので、この範疇にはおさまるかというふうには思いますので、いずれにしても、私のほうから。

民間船員を予備自衛官補とすることに断固反対という立場で、若干お話をしたいと思えます。

一昨年1月5日、一部の地方紙におきまして、政府が策定した新たな防衛計画大綱のたたき台となっていた防衛省の内部文書、機動展開構想の概要が判明したとの内容の記事がありました。現在の民間船舶の乗組員を予備自衛官とする方策も検討される予定であると報道されました。

本件につきましては、平成26年3月に開催された第52回当部会につきまして、私どもの組合の委員のほうから、事務当局の認識や今後の対応などについてお尋ねいたしました。これに対し事務局より、本件は防衛省が主体であり、報道ベース以上の情報は現時点では持ち合わせていない、今後、防衛省からの要請によりまして、協議会などに出席する際などには海事局関係課と連携の上、情報収集に努めたいとの説明がございました。また、防衛省との協議の進捗状況を含めて、可能な限り情報を共有することをお願いしてまいりました。しかしながら、本日まで本部会に対する報告並びに関係者への情報開示が一切ありませんでした。その後、平成26年8月3日付けの一般紙におきまして、有事の際、自衛隊員を戦闘地域まで運ぶために民間フェリーの船員を予備自衛官とする検討をはじめ、高速フェリー2隻を借りる契約を締結したとの報道がありました。

私どもは、この報道を受け直ちに断固反対する声明を発した後、一昨年11月に開催しました第75回定期全国大会におきましては、船員を予備自衛官とすることに断固反対する決議を満場一致で採択し、民間船員を予備自衛官として活用することはないよう活動してまいりました。しかしながら、本年1月10日付けの一般紙におきまして、防衛省が有事に際して武器や人員輸送を民間船舶で補うために海上自衛隊で予備自衛官補として民間人である船員を活用する方針を示し、21名を予備自衛官補として採用できるよう平成28年度予算案に盛り込んだとの報道がありました。

このように政府が当事者である我々船員の声に耳を傾けることなく、この船員部会への報告もないままに具体的政策を進めたことが明らかになったことから、私どもは、直ちに防衛省、国土交通省などの関係省庁や関係政党に対しまして、民間船員を予備自衛官補とすることに断固反対する申し入れを改めて行いました。申し入れの中で、防衛省や国土交通省からは本制度についての説明があり、契約上は本人の志願が前提ということではありますが、実際には会社経営状況や船員不足問題などを踏まえれば、会社側はPFI事業に基づく船員の確保を行うためには、既存の船員を予備自衛官補として活用することが懸念され、私どもからすれば、到底容認できるものではありませんでした。政党への申し入れに際しても、防衛省の担当者はじめ、国土交通省担当課のほうからも同席されましたが、防衛省の担当者からは、民間船を活用し平時、有事に対応できる体制を構築したい、本人の意思確認をさせていただくとしながらも、当事者の方には意見を聞いておらず、防衛省のニーズに合わせて制度設計を行った。事業者には、なるべく予備自衛官補を採用するようお願いしているなどの趣旨が説明されております。

このような制度は、現在の船員社会の状況、実態を踏まえれば、実質的な徴用につながると言わざるを得ず、民間人である船員を予備自衛官補とすること自体に対し断固反対するものであります。

ここで私どもは、本日、声明を発するわけですが、1点だけ国土交通省さんにこの場をおかりして、ご回答いただけるのならばご回答いただきたいと思います。このような船員の生命、安全にかかわる重大な案件に対して本部会に説明、あるいは報告をすることをおきながら、なぜこれまで本部会への報告並びに関係者への情報開示はなかったのか、この場で明確にしていきたい。

以上でございます。

【野川部会長】 先ほどの手続き上の問題がございますので、今ここでやりとりが行われるということは、この部会が始まる前には、私は控えたいと思いますので、今のご質問を必ず、終わった後、国土交通省のほうから何らかのコメントとしていただくということで進めさせていただきたいと思いますが。

【森田臨時委員】 もう少し、私どものほうで補足等ありましたら、発言する機会を与えていただきたいんですが。

【野川部会長】 終わった後でよろしいでしょうか。

【森田臨時委員】 終わった後というのは、どういうことでしょうか。

【野川部会長】 この議事が終わった後です。議事が終わりました、その他は何かございますでしょうかと、いつも私、申し上げますので。

【森田臨時委員】 よろしいですか。じゃ、進め方について。審議事項になりますと関係者以外の方々、退出をするということになりますので、審議事項の前にご議論いただければというふうに思いますが。

【野川部会長】 それでは、議題1の平成28年海事関係予算が終わって、議題2が関係者の退出になりますので、その前にご回答いただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【佐々木審議官】 委員長、それだと議題2は終わらない可能性があるんで、我々、困ります。

【平岡臨時委員】 言っている意味がわからない。終わらないというのは、どういうことですか。

【高田船員対策課長】 よろしいでしょうか。時間内に議事を進めるために、できれば議事を先にさせていただきたいということなんですけれども、ご理解いただけませんか。

【立川臨時委員】 今回の船員部会の予定時間は1時間をとっているはずでございます。その時間内で論議をするということで議事を進めていただければというふうに思っています。

【野川部会長】 もちろんそうです。

【立川臨時委員】 ある程度、事前ということではないということで、提案としては…

【佐々木審議官】 ですから、議題2が終わって、またその後進めていただきたいというのか要望です。

【高橋臨時委員】 何を言っているんですか。

【池谷臨時委員】 審議官、発言を遮らないようにしてくださいよ。

【立川臨時委員】 こちらの提案としては、皆さんにご理解いただくために審議事項の前をお願いをしたいという話をしているわけでございます。どうぞご理解をお願いします。

【佐々木審議官】 反対でございます。

【野川部会長】 確かに13時半から14時半までとっておりますが、議事を先行することはご了解いただけますね。まず議題があつて、その議題を全部話し合つて、それで時間がありました場合には、その他、何かございますでしょうかということになります。し

たがいまして、もしその議事を話し合って14時半がきてしまった場合には、よほどのないことがない限り、もちろん大変緊急だということであれば伺いますが、切ることもあります。したがいまして、今回は、議題をまず先にさせていただきます。

【森田臨時委員】 部会長、よろしいですか。それでは、部会長は、私が申し上げた、あるいは私どもが申し上げている案件については、今、難しいかもしれませんが、どのようなご認識を持たれましたか。それに対して、この船員部会の中でつまびらかにするということについては必要だと思いますが、いかがでしょうか。

【野川部会長】 おっしゃっていることの中身については、いろいろなご意見がおりますでしょう。しかし、この船員部会の管轄の事項に何が含まれるかということについて、それ自体が問題になっておりますので、それについて、私としては、この船員部会の管轄事項を検討する場で司会を仰せつかっておりますので、その中身について、今申し上げることはできません。船員部会の中に含まれているかどうかということ自体も非常に懸念される中身だというふうに思っておりますので。

この船員部会がそもそも話し合わなければならない、担当して進めなければいけない事項、例えばきょうも無料の船員職業紹介事業の許可をどうするのかということがあって、これは非常に重要です。船員部会でこれを決めなければ進まない話であり、そういうことが中心になることは明らかですので、船員部会として、例えばこの場も言論の自由はありますからご発言は伺いますけれども、扱うかどうかということは問題です。

【森田臨時委員】 部会長、私は、申し上げましたように、この案件については、既に前の部会において論議をされております。それに対して、国土交通省海事局のほうから認識が示されていると。これが行われなかったことについて、私どもは質問をしているわけですから、それは答える義務は当然のことながら、海事局のほうにはあると思いますし、この案件自体が、もう既にこの中で論議をされた内容であると、こういうことはご理解をいただきたいと思います。したがいまして、このことが論議されるのに適切なかどうかということについて言えば、これは適切であると、こういうことが既に実績としてあるわけですから。そういう意味では、そのことに対する見解を私どもとして求めても一向に何の問題もないというふうには考えますが。

【佐々木審議官】 今回の議題については、事前に皆さんにお渡しし、これについて…。

【高橋臨時委員】 今の発言、指名されているのですか。

【佐々木審議官】 人の発言を遮るなどおっしゃったのは、あなたじゃないんですか。

【高橋臨時委員】 指名されてから発言をしてください。

【佐々木審議官】 順番に、いや、今、委員長からご指名をいただきましたよ。

【高橋臨時委員】 なら、言ってください。指名をもらってから発言してください。

【佐々木審議官】 委員長のご了解をいただいたんですよ、それなのに、なぜ遮るんですか。

この議題についても事前にお渡ししたのに、なぜおっしゃらなかったんですか。ですから、これはこれで皆さん、ご了解の上で進んでいるんですから、我々は、これが終わった後に、皆さんがご発言されたりすることについては問いませんが、このお約束のとおりに進めてくださいと申し上げているんですよ。ですから、一旦プレスとか退出していただいて、もしもプレスに聞いていただきたいというんだったら、終わった後、時間があれば、再度入っていただくということだめなんですか。

【野川部会長】 まず、先ほど森田委員のご発言ですけれども、先ほど申しあげましたように、議題に終わった後、何かご発言ありませんかと申し上げます。そのときのご発言について、やめろということは申し上げませんね。ご発言は、よほどの何か道義的に不適切なものがない限りは伺います。ただ、それを伺ったということが、この船員部会で取り扱うということの意味するわけではない。ご発言は自由にしてくださいという意味であって、それが例えば船員部会の管轄事項であるとか、それについて私が何かしらの責任を持って対応しなければいけないということに直結するわけではございませんので、もう一度整理いたしますが、先ほど森田委員がおっしゃったこと、そして国土交通省に対するご質問について、私としては、この場でそれを全く取り扱わないということはいたしません、先ほど申しあげましたように、14時半までの時間で議事をまず終わらせて、それからその他のことについてご発言があれば伺うということにしておりますので、議題を先に進めて、その後、まずは森田委員の、先ほど1つ、たしかご質問がございましたので、それに対して国土交通省からレスポンスをいただいて、それからまた何かあれば、時間内でご発言をいただくと、そのようにしたいというふうに思います。

【森田臨時委員】 はい。それで結構だと思いますが、私ども船員にとりまして、船員の生命、安全にとりまして非常に重要な問題だと思っておりますので、できるだけ速やかな議事進行をまずはお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【野川部会長】 それでは、平岡委員。

【平岡臨時委員】 議事進行を進めるわけですが、先ほど審議官のほうから言った関係者、一旦退席、また入ってくると、そういう理解でよろしいですか。

【野川部会長】 もちろんそのとおりで結構です。

【平岡臨時委員】 関係者の方、一旦退出して、入ってきてください。

【森田臨時委員】 今じゃない。今は審議事項だよ。

【野川部会長】 それでは、議事に入ります。

議題1「平成28年度海事関係予算」でございますが、事務局からご説明をお願いいたします。

【村田企画官】 海事局総務課企画官の村田と申します。

平成28年度海事局予算の概要について、簡単にご説明いたします。

資料の1ページ目をごらんください。海事局関係予算の概要として、大枠が書かれています。

まず、一般会計の総額が103.9億円ということでありまして、前年度と比べますと0.98という数字になっております。このうち行政経費につきましては29億円、前年度並みということですので。

それから、独立行政法人経費、ここでいう独立行政法人には、新たに統合されます海事教育機構が入っておるわけですが、これが74.9億円、前年度比0.98倍という数字になっております。海事局で具体的に担当しておりますもう一つの独立行政法人海上技術安全研究所は新たに統合されるわけですが、これの予算については総合政策局のほうで計上されておりますので、ここの中には含まれておりません。

次に、予算の重点施策についてご説明いたします。

5つほど立てておりまして、まず1番目、世界経済の成長に伴う海上輸送、あるいは海洋開発市場の拡大を取り込もうということと、IoT技術を活用し、あるいは技術者を育成しというようなことを行うことによりまして、海事産業のイノベーション、国際競争力の強化を推進していこうということでございます。2つ目ですが、海の日を活用、あるいは地域経済を支える造船業の人材育成、あるいは船員の確保・育成、これを通して地域の振興を図っていこうというのが2つ目です。それから3つ目ですが、海事局の大事な政策の1つになりますが、安全・安心、防災対策というところに力を入れていこうというのが3つ目、それから4つ目ですが、優秀な船員の安定的な確保・育成をしていこうと、それから5つ目、離島行路の確保維持を図って地域を活性化していこう、この5つが柱にな

っております。

簡単に、具体的にどういうことを入れているかということをご説明したいと思いますが、3ページ目をごらんください。海事産業のイノベーション推進ということで、新規のものとして、3ページに書かれております(1)と(2)が新しいものとして入っております。

まず1つ目、先進安全船舶の開発推進ですけれども、船舶あるいは船用機器をインターネット化するIoT技術、あるいはビッグデータの解析を通じて先進的な技術・システムを開発していこうということであります。船用メーカー、あるいは造船所、この辺を補助金で後押しすることによって新しい技術を開発していこうというものです。

それから2つ目、3ページの下ですけれども、船舶の高度性能評価システムの構築です。最近、船舶については省エネ性能の要求、あるいは静音性能の要求というのが高まっております。これに対応するために新しい船型を開発する要求が高まっております。新しい船型というのは、現状ですと水槽試験をやらないといけないということで、時間もお金もかかるという状況です。この部分を一部シミュレーションで代替することによって設計のペースを早めていくことができないかということで、調査研究を行っていくものでございます。

それから、飛びまして7ページ目です。海事分野における地域振興ということですが、平成27年は海の日で20回目だったということ、それからIMO世界海の日でのパレルイベントを開催したということ、この辺の大きなきっかけがありましたので、これを機会として、海洋に関する国民の理解、関心を喚起するためのさまざまなイベントを実施してきたところです。来年度以降におきましても、この流れを引き続きしっかりしたものにしていきたいということで、この予算を確保させていただきまして、下書いてあるようなさまざまな民間で行われる事業とタイアップして、国民の理解と関心を喚起するための活動をしていきたいというものでございます。

それからもう一つ飛びまして10ページ目ですが、海事分野の安全・安心、防災対策です。額的には小さいんですが、スマートフォンを活用した小型船舶の衝突事故防止対策を強化しようということでございます。予算要求の段階から比べますと、かなり小さくなってしまったんですけれども、来年度につきましては、アプリの基本使用と運用ルールを定めていきたいというふうに考えております。

それから4番目、船員の確保・人材育成については、後ほどご説明があります。

それからずっと飛びまして18ページ、離島航路の確保維持等による地域の活性化です。

具体的に、この予算で何をやるかというところですが、離島航路の維持という部分についてということになります。総額として、総合政策局のほうに計上されておりますが、229億円ほど計上されておまして、このうちの離島航路の維持のために70億円ほどが用意されております。

以上、非常に簡単ですが、海事局の予算の概要、全体の部分についてご説明いたしました。

【吉田課長補佐】 それでは続きまして、船員関係部分についてご説明させていただきます。資料の13ページをごらんください。

船員関係につきましては、9月の要求時に説明させていただいた内容で基本的には措置されておることをございます。改めて、来年度から変わる点についてご説明させていただきますと思います。

1つ目、13ページの下の部分、船員計画雇用促進等事業でございます。こちらは、支給対象を来年度から見直すということで考えております。現行と来年度要求と並んでおる部分をごらんいただければと思います。1点目の見直しは、来年度要求の※印の部分でございますが、来年度から、対象運航要員に限るということで、これまでは運航要員以外の事務部員の方、フェリーなどで接客をするような方についても支給の対象にしておりましたが、船員の確保の必要性が高まる中で、より船舶の運航に直結をしておる方に支援を重点化させたいということで、運航要員に限定する見直しを行うこととしております。

2点目が支給額の見直しということで、現行は船員教育機関卒業生24万円、その他36万円ということでございますが、船員教育機関を卒業した方をはじめ、船員の専門の教育を受けて3級とか4級の海技資格を持って卒業しているような方につきましては、もう既に事業者の採用意欲も高まっておまして、海上技術学校の方とかですと就職率100%に近いような状況ですので、そういった方への支援というのは抑制をしまして、それ以外の方、例えば水産高校の本科の方ですとか、もう少し言いますと、陸上から船員を目指して就職する方、そういった人を積極的にとっていただきたいということで、そういった方への支援を48万円に増額をするということになります。また、支給対象年齢につきましては、これまでは30歳未満ということにしておりましたが、陸上から転職して船員になる方というのは、少し陸上の勤務経験がある分、年をとっている方もいらっしゃいますので、支給対象年齢を35歳までに引き上げるということにしております。

2点目の主な変更点、15ページをごらんいただければと思います。15ページの上、

船員離職者職業転換等給付金でございます。こちらは、離職した船員に対する給付金でございます。一般的には、離職船員につきましては雇用保険法に基づく失業等給付金が支給されますが、特別な要件に合致する場合には失業給付金が切れた後でも、この船員離職者職業転換等給付金というのが支給されるということになっております。ここ数年、支給対象者がいないという状況が続いておりましたが、今般、釧路の沖合底引き網漁船で減船がもう既に発生しておりますのと、ロシアのサケ・マス流し網漁船の減船が発生する見込みということで、前年度200万円でしたが、来年度4,500万円の予算を確保しておるということでございます。

船員関係につきましては、以上でございます。

【佐々木審議官】 委員長。

【野川部会長】 はい、どうぞ。

【佐々木審議官】 まずは、予算の数字については、国交省平均が前年同額でございますので、海事予算、船員予算が平均を下回ったことにつきまして、おわびを申し上げます。

その上で、我々、ここに出ているもの以外で精いっぱい努力していきたいというふうに考えておまして、現在やっていることについて、簡単に一言ずつお話をさせていただきたいと思っております。

まず、地方創生交付金というものが創設されまして、補正予算で1,000億用意されております。今、熊本県の上天草の市長さんが、船員のまちをつくりたいと言っていらっしゃいます。今、船員が800人いらっしゃいます。地方創生交付金で船員の職業体験の施設等を整備したいというお話がございまして、我々もこれを全力で応援すると。きのうもまち・ひと・しごと創生本部のほうに、ぜひこのプロジェクトの採択をお願いしたいということ、私と担当課長でお願いしてまいりました。

他方、市長には、今、四日市市が外航船員に対して住民税の減税措置を設けていただきましたが、日本初の内航船員の特例を設けてほしいとお願いしております。したがって、可能でありましたら、労使の方々からも、この上天草市の取り組みを応援していただくとともに、税制の実現等についてもお力添えをお願いできればと思います。

それから2点目は、文部科学省の審議官に私、今月お願いに行つてまいりました。その内容は、商船高専の卒業生の約半分が陸上勤務になられます。卒業前半年間の乗船実習が今義務づけられておりますが、約160人ぐらいが卒業されるうちの80名は陸上勤務でございます。内定が出ている場合には、この乗船をしたくないという方もいらっしゃるん

ですが、その方も乗らなきゃいけない。この見直しをお願いしてまいりました。陸上に行かれても資格を持っていたいという方もいらっしゃるかもしれませんが、仮に80名全員が乗らないでいただければ、その効果は約3億円です。航海訓練所の予算が3億円増えたのと同じ効果がございます。それを新6級ですとか、ほかに回せるので、ぜひこれも我々は、実現したいと思っておりますので、これにつきましても労使のご支援をお願い申し上げます。

3点目は、これはまだ総務省のほうに具体的にアクションをしていませんが、デジタルディバイドです。総務省のほうは、地デジの対応が終了いたしましたので、年間約700億円の電波利用料をもって、従来、年300億の地デジ対応をしていたんですが、今後どうしていくか、不法電波の監視ですとか、携帯のエリア整備、それから研究開発等々、こういったものをどういったものに使っていくかという議論に着手いたしました。したがって、なかなか外航までは無理だとは思いますが、内航の例えば瀬戸内海とかに携帯電波が届く整備を労使でぜひお願いしていただきたい。それをもって私ども、総務省に申し入れを行います。そういったことで、船員の予算は少ないですが、船員の環境改善、我々も努力していきたいと思っています。

それから、最後でございます。お時間とって恐縮ですが、昨日、公職選挙法の改正が可決いたしました。転居前の住所で投票可能というものでございます。残念ながら、この洋上投票の拡大については盛り込まれておりません。なぜか。それは、不正投票の防止という観点からすぐに決まりませんでした。私、総務省のほうでお願いをしました。彼らも、1票の価値は重いことは重々承知しているので、この不正を防止するということが担保されるのであれば前向きに取り組みたいというふうに言っています。したがって、そういう知恵を労使で出していただければ、私、また総務省のほうに、これもお願いにまいります。

ということで、予算については、今年は非常に少ない、そこは大変おわびを申し上げますが、それを補うべく努力いたします。

それから、来年度については、石井大臣は、生産性革命元年にしたいと言っております。したがって、来年度要求は、その生産性革命という大臣のお考えに沿うものであれば大きく要求が出せる、また、政府全体でも生産性革命というのがキーワードになっておりますので、そういったことを行えば予算は増えます。ただ、旧態依然の同じ要求では必ず減ります。ということで、できれば、皆さんのお知恵をかりながら、そういった要求をまとめ

たいと思っております。

すみません、若干長くなりましたが、補足でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのお話も含めて、この平成28年度海事局関係予算、とりわけ船員関係予算のご説明につきまして何かございましたらお願いいたします。はい、立川委員。

【立川臨時委員】 今、審議官のほうから4点ほど報告を受けました。その中で2点、内航関係への減税関係、デジタルディバイドについて労使でご協力をしてということでございますので、改めまして国交省の担当部門の方と再度お話をさせていただきながら対応させていただければというふうに思っているところでございます。

そのほかに、洋上投票の関係の報告がございました。残念ながら含まれていないというご報告でございましたけども、これは前年度の国会の法案の中で、たしか29号か何かで1つ、公職選挙法の改正が出ているかと思いますが、現在、洋上投票の関係で法案が出ておりますのは189国会の41号だったか42号だったか、別の法案かと思いますが。まだこれは衆議院で審議中という経過がホームページで見られるかと思いますが、国交省のほうでもご確認をいただければというふうに思います。

以上です。

【野川部会長】 はい、お願いいたします、庄司委員。

【庄司臨時委員】 すみません、時間を長引かせてはいけないと思いながら。今の補足の中で、私のほうは1点、高専の就職が海上ではない者についての実習のあり方だと思うんですけども、ほかのところで、その内容について重々ご審議されているとは思いますが、海上就職が決まった者だけしか免許をとることができないとなりますと、いわゆる裾野がどんどん小さくなっていく。例えば大学ではありましたが、私は免許がとれなかったというようなことになってしまいますので、十分に審議の上、進めていただければと思います。これは意見です。

【野川部会長】 はい、審議官。

【佐々木審議官】 すみません、説明が不十分で誤解を生じさせてしまったことをおわびします。我々、申し上げているのは、最後、5年生の春時点で陸上の就職が決まっている人に対して、まずは乗船の義務を外していただきたいと。乗りたい方は乗っていただいても構わないと思っています。それから2点目なんですけど、さらに、もう乗りたくない方もいらっしゃるんですね。船酔いがきついかです。今、残念ながら、病気になられ

たり、本人もやる気がないので周りにも非常に悪い影響を与えているという現場の報告も
ございます。あと、金銭的にも1人何百万もかかりますので、今、文科省の審議官に今月
お願いを申し上げ、課長級でもさらに行きましたが、現状、慎重な答えしかいただけてお
りませんので、またお会いいただけるものなら来月にも行ってこようと思っているとい
うことで、委員ご指摘のような事態にはしないようにいたしますので、ありがとうございました。

【野川部会長】 はい、森田委員。

【森田臨時委員】 佐々木審議官のほうから、船員の課題に対する担当局としての取り
組みについてご報告がありまして、非常に感謝を申し上げたいと思います。おのおのが非
常に重要な課題でありまして、これについては他省庁との連携の中で改善のご努力をして
いただいているということに対しては、素直に感謝をしておきたいと思います。

1つだけご質問なんですけれども、内航船員への税制なんですけど、これについてどうい
う理屈で減税措置をとられるということのアプローチなんですか。それだけ教えてい
ただけますか。

【野川部会長】 はい、審議官。

【佐々木審議官】 市長とお話ししたときには、今、四日市市がやっているのは6,000
0円の均等割を3,000円にさせていただいております。船員さんは、現在既に811人い
らっしゃるそうなんですけど、彼らの所得は平均に比べて結構いい給料をいただいておりますので、住民税もありますので、そういったことで3,000円であれば、お子さまが
生まれたり、いろいろな全体の効果から、十分議会にご説明できるのではないかと
いうことでお願いをしています。そして他方、我々のほうも、そういうことによって日本第1号
ですし、メッセージ性としては非常に強いので、ぜひともお願いしたいということで、市
長のほうは議会もありますので、即答でやりますとはおっしゃっていただけませんでしたが、検討すると言っていたという状況です。

【野川部会長】 ということでございます。

【森田臨時委員】 ありがとうございます。いわゆる準居住者ということではなくて、
内航船員であればその減税をしていただけるということであれば、非常に裾野が広がるい
い措置だと思いますので、これについてはぜひ進めていただきたいというふうに思います。

【野川部会長】 内藤委員。

【内藤臨時委員】 内航でございまして、やはり今審議官がおっしゃるように、この4

つの項目というのは、今までもテーマとして上げられて、具体的にというようなお話かと思えます。全部のお話、ぜひ市として協力して、具体化できるようにお願いしたいと思えます。

以上でございます。

【野川部会長】 それでは、ほかに何かございますでしょうか。

よろしければ、この予算関係についての議題を終えまして、次に無料の船員職業紹介事業の許可につきまして、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定により、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。

それでは、先ほどの件ですが、いろいろご発言がおありかとは思いますが、まずは先ほどの森田委員のご発言に関しまして、ご質問の点について事務局からコメントをお願いいたします。高田課長。

【高田船員対策課長】 森田委員よりご指摘のありました防衛省の事業につきましては、防衛省の所管でございますので、防衛省から説明がされるべきものと考えております。そういうことから、この部会で特に私ども、報告をさせていただくということはさせていただいておりません。

以上でございます。

【野川部会長】 平岡委員。

【平岡臨時委員】 今のご回答なんですけど、先ほど森田委員のほうから話がありましたが、以前の船員部会の中で、この件については、防衛省と十分その辺のところを踏まえながら情報収集したいという話も聞いています。今、防衛省の所管だから、この船員部会の中で全くそのことについて話をするということではありませんけれども、どこでその話が聞けるのか、全然わからないじゃないですか。そういう問題があるから、この船員部会の中で問題提起をしたわけです。それに対して何もご回答がないということ、これは防衛

省の所管だから、全くそういう話はこの場になじまない、それはちょっと本末転倒じゃないかと私は思いますけど、いかがですか。

【高田船員対策課長】 私どもからも防衛省に対しましては、全日本海員組合の皆様、既に申入れもされていると伺っておりますし、丁寧な説明をするように私どもからも要請をしているところがございますので、そういった説明を受けていただくということでいかがかと思います。

【野川部会長】 はい、平岡委員。

【平岡臨時委員】 そういうことじゃなくて、それまでの流れがあったわけです。物事が動き出して決まった、その時点になってそういう話をされても、プロセスとか、どういうことになって今こういう流れになっているとか、全く話がない中で結論だけが先に出てしまうことがおかしいんじゃないかということを行っているんですよ。

【野川部会長】 はい、森田委員。

【森田臨時委員】 民間船員を予備自衛官補にする話というのは、防衛省の政策だから、国土交通省海事局としては一切関知しないと、それについて何のコメントする立場にないという、そういう無責任なことをおっしゃるわけですか、皆さんは。

【野川部会長】 はい、課長。

【高田船員対策課長】 同じことになりませうけれども、本件は防衛省の所管する事項でございますので、この場でお答えすることは控えさせていただきたいということを申し上げているところでございます。防衛省に対しましては、我々からも説明をするようにお願いをしているところでございます。

【森田臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。

【野川部会長】 森田委員。

【森田臨時委員】 それでは、この予備自衛官補とする政策については、国土交通省海事局としては一切関与していないという理解をしていいですか。関与しているならば、多少の説明責任はあるんじゃないですか、我々船員に対して。

【野川部会長】 はい、課長。

【高田船員対策課長】 本件につきましては、国土交通省から防衛省に対しまして、事業を行うに当たっては予備自衛官になることを希望しない船員が予備自衛官になることを会社から強要されることはないようするための歯どめを設けるべきだという話はさせていただきました。その後、防衛省においていただきましたけれども、具体的な内容について

ては、当事者である防衛省から説明がされるべきではないかと考えますので、この場で説明することは控えさせていただきたいと思います。

【野川部会長】 はい、森田委員。

【森田臨時委員】 今のようなやりとりをしているということは、防衛省から何らかの問い合わせがあつて、それに対して国土交通省海事局としては何らかの検討をして、我々船員の意見を聞かないままにそういうコメントをして、防衛省に対してゴーアヘッドをかけた、こういう理解をしてよろしいですか。責任問題だよ、これは。

【野川部会長】 高田課長、ありますか。

【高田船員対策課長】 我々からは、先ほど申し上げた我々の考えを防衛省さんに伝えさせていただいたということでございます。

【森田臨時委員】 だとしたら、船員部会の中でちゃんと報告をする、あるいは説明すると言っていたにもかかわらず、防衛省からそういう問い合わせがあつて、それに対して海事局としてのコメントをしたということになると、船員部会をないがしろにしているわけだし、我々船員に対する報告も怠ったということなわけですよ。それは重大な問題ですよ。高田さん、ほんとに。

【野川部会長】 はい、高田課長。

【高田船員対策課長】 ご報告いただきたいというご要望があつたということは、議事録でも確認をいたしました。ただ、この情報収集を行うという話はさせていただいておりますが、ご報告をさせていただくということまでということではございません。

【野川部会長】 森田委員。

【森田臨時委員】 現在の会社と船員の雇用関係と、いわゆる在籍している船員の实態と、防衛省がやろうとしている予備自衛官補では、志願をベースにするという話だけでも、全員が志願しないと、船なんか動くわけないわけですよ。逆に言うと、志願がしなかった船は動かないわけ。それでも国土交通省は、そういうことを防衛省の皆さんに説明をしなかったんですか。全員が志願しないと船なんか動きませんよと、逆に言うと、こんな政策なんて現実問題、無理に決まっているじゃないですか。そうでしょう。全員が志願しないと動かないです、船は。ということは、志願が前提となったシステムだということになるわけです、逆に言うと。そうはお感じにならないですか。全員が100%志願するという前提でないと、この制度は動かないわけですよ。その辺、どうぞ認識されていますか。

【野川部会長】 はい、高田課長。

【高田船員対策課長】 いずれにしましても、伺いましたところ、防衛省さんから御組合に、先日、申入れをされた以外の場で説明をされた、あるいは説明を聞かれたという機会はないと認識しておりますので、そういった機会ですらいろいろとお話をさせていただいて、理解をされる必要があるのではないかと思いますので、しかも、本件につきましては防衛省さんの所管する事項でありますので、私どもからは、この場でお答えすることは控えたいと思います。

【野川部会長】 森田委員。

【森田臨時委員】 国土交通省海事局は、民間船員に対する責任はないということですか。防衛省のやることは防衛省で聞けということですか。そんな話に、ならんでしょう。船員にかかわることは、船員の担当課である海事局でやらないでどうするんですか。しかも、実態を知っているのは皆さんでしょう。防衛省が現実問題難しそうな施策を講じようとしているならば、皆さんが現実を伝えて、何らかの変更を加えるなり、そういうことがあったっていいでしょう。100%志願が前提じゃないと、動かないわけですよ。そんなことにならないでしょう、高田さん。これを防衛省の問題だからって、木で鼻くくったような話にならんわけです。船員にかかわるといことは、皆さんの責任でしょうが。そうでしょう。それについてご認識はどうお考えですか、高田さん。審議官も。民間船員を予備自衛官補にすることに、皆さん、手をかしたわけだ。それに対する国土交通省海事局の責任はどうなるんですか。

【野川部会長】 はい、高田課長。

【高田船員対策課長】 先ほどお話いたしましたけども、私どもから防衛省に対しましては、民間船員が会社等から予備自衛官になることを希望しない船員が予備自衛官なることを会社等から強要されることはないようにするための歯どめを設けるべきだという話をさせていただきました。その結果、防衛省の入札公告におきまして、このPFI事業の対象となる船舶の船員について、会社は予備自衛官またはその希望者であることを確認して雇用するものとする。また、都合により予備自衛官を希望しないで船員となったものについては、国及び事業者双方はその希望を尊重し国は予備自衛官には採用しないこととするというふうに書いてございますので、会社から強要されるということはないという歯どめが設けられているというふうに認識をしているところでございます。

【森田臨時委員】 今の話だと、船に乗り込む船員は予備自衛官補じゃないと雇用されないわけだ。今の人たち、どうなるんですか。今雇用関係にある人たちは、予備自衛官補

にならないとしたら解雇されるんですか、逆に言うと。そうなるんですか。

【高田船員対策課長】 そういったことにはならないと認識しておりますが、今後、確認をしていきたいというふうに考えます。

【佐々木審議官】 優先順位として、どういうふうに整理されているんですか。希望しない人が乗っていくのを歯どめするのが重要だと思ったので、我々はこういう意見を大臣まで上げて、きっちり入札公告に明記してくれと申し上げました。

【森田臨時委員】 希望しない人がいて、船が運航できない場合は、当該会社は、ほかのところから船員を調達してその船を運航すると、そういうことになるわけですね。それしか運航できないわけですよ。

【野川部会長】 はい、課長。

【高田船員対策課長】 繰り返しになりますが、入札公告には、会社は予備自衛官またはその希望者であることを確認して雇用する。都合により予備自衛官を希望しない人は、その希望を尊重し国は予備自衛官には採用しないというふうに書いてあります。また、国は防衛出動に際し本事業の範囲外で本事業船舶を自ら運航する場合には、予備自衛官である本事業船員のほか、本事業船員でない自衛官及び招集された自衛官を乗船させ運航に従事させることも想定しているというふうに書いてありますので、全員が予備自衛官でなければいけないということではないというふうに認識しております。

【野川部会長】 はい、審議官。

【佐々木審議官】 我々もご懸念については共有いたしましたので、大臣まで上げて、国交省海事局としての意見を言い、入札公告に適切に反映されたと考えております。もしご懸念のような事態があれば、我々も当然防衛省に、それはお話が違いますよということは申し入れていきますし、その他、今、組合長から、希望しないとその船員、どうなるのというような次の問題が出ましたが、この場で、お忙しい皆さんの前で続けるのもあれですから、もし組合の皆さんがさらにご疑問等あるのであれば、この場が終わった後、引き続き対応させていただきますので、この議論は、我々側も、これ以上質問されても、皆さんの懸念を払拭すべく、入札公告に適切に反映されたという認識でございますので、それ以上の答えは出ませんので、もうこれをもって終わっていただきたいと思います。

【野川部会長】 立川委員。

【立川臨時委員】 今、審議官のほうから、皆さんの危惧されているところ、ご懸念という言葉が出てまいりましたけども、この論議を今まで国交省さんとしたこともないで

すし、今、ここで初めてやっているわけですね。ご懸念を反映させていただいたというのは、どこから出てくるんですか。どこで把握されて、懸念を解消すべく大臣を通じて防衛省に伝えていただいたんですか。その前段として、それを把握するために、我々はこの船員部会で経過なり情報があれば、情報収集に努めていく中で報告を求めていたのではないのでしょうか。そういうことからいいますと、今、審議官が言われたのはちょっと矛盾があるのではないかというふうに思います。

これは予算案の中で計上されている問題でありまして、これから改善するというような、そういう話なんですか。なくすか、なくさないかの問題ではないんですか。私はそう理解しているんですが。

【野川部会長】 審議官。

【佐々木審議官】 今、我々が防衛省に対して、希望しない方が乗るというような制度では困るということを申し入れまして、入札公告にはっきり明記していただいているというところでございます。

【野川部会長】 森田委員。

【森田臨時委員】 通常、会社は運航船舶があって、その運航船舶に必要な人数と予備員しか採用しないわけですね、基本的には。そうすると、その船の運航を違う人がやる場合に、あぶれちゃう人がいるわけですよ。その方々、どうなるんですか。何回も言いますが、国土交通省海事局は海運、船員のプロですから、そんな方々がこんな現実離れが想定されるような、こういう政策に手をかしてどうするんですか。そうでしょう。今後、皆さん、どうするの。予備自衛官補じゃないと採用されないと。だとしたら、今まで運航に携わっていた人はどうなるんですか。予備自衛官にならないと採用されないじゃないですか。そういうことになるでしょう。違いますか。何でこんな簡単な理屈がわからないの。そのことをなぜ説明できないんですか、皆さんは。海運、船員のプロでしょう。会社の実態、一番わかっているでしょう。A社、B社、C社、経営状態までわからないにしたって、運航船舶と人数ぐらいわかるでしょう。にもかかわらず、予備自衛官にならないと採用しないと、それ自体、おかしいでしょう。おかしいですよ。その船には乗り込めないわけだから。

【佐々木審議官】 ちゃんと公告をもう一度読んで議論してください。はなから決めつけないで、公告をもう一度読み上げて。日本語の意味をよく理解してください。

【平岡臨時委員】 ちょっと待ってくださいよ。何だ、それ、日本語の意味を理解して

って、失礼なことを言うな。

【野川部会長】 課長。

【高田船員対策課長】 先ほど申し上げましたが、防衛省さんからの説明もまだ聞いておられないと思いますし、そういったことなしにここで議論をしてもあまり前に進まないと思いますので。

【野川部会長】 時間も大分迫ってまいりましたので、この件、私、部会長として提案させていただきますけれども、いろいろとご懸念があることは十分にご承知いたしました。今後、船員部会の中で、ちょっと手続き的なことは後で少し私申し上げさせていただきますが、いろいろと出していただいて、その回答を求めていただくということはしていただいて結構だと思います。

1つ、私、労働法学者として申し上げますと、例えば予備自衛官になることを前提でなければ採用しないというような雇用政策をとったら、いろいろな意味で非常に問題になるであろうと思います。それから、労働者が予備自衛官になることを拒否したということを経由として、使用者がその労働者に不利益な取り扱いをしたり解雇したりすることは許されません。これは今、議事に残していただき結構ですけど、もしそれが理由で解雇だといったら、その解雇は無効になりますし、それが理由で不利益取り扱いをしても、おそらくそれは法律行為であれば無効になり、そうでなければ損害賠償の対象等にもなる。そこは申し上げておきますが、それだけではもちろんご懸念は解消されないでしょうから、今後、そういうことについてお出しいただいて、国土交通省として対応できる範囲で誠実に対応していただくということにしたいと思います。

本日は、それでこの会議自体は閉じたいと思いますが、1点、一番最初のところでございましたけれども、この船員部会でのご発言について、内容を制約することはいたしません。もちろん、余りにも法的に不穏当だとか違法な発言というものがありますから、それは別ですよ。それは別として、中身がふさわしくないというようなことでとめてしまうということはありませんが、手続きですね。つまり、先ほどちょっと審議官もおっしゃっていましたが、議題があって、その議題の後にいろいろなことを話し合いますが、緊急の場合に、どうしてもここで発言したいということがあるのであれば、それはロジスティクスの問題になりますので、そのロジスティクスの点は事務局が把握しておりますので、今回は非常に緊急なので、ここで発言するというようなことはおっしゃっておいいただきたいと思います。つまり、全くこの場ですと、部会長としても、どういうロジスティクス上の

いきさつがあつてそうなっているのかというのはわかりませんので、その点だけを申し上げたいと思います。はい、高田課長。

【高田船員対策課長】 1点だけ。本件につきましては、先ほどから再三申し上げておりますが、防衛省さんの事業でございますので、そういった方がいない場で、ここで議論するというのはなかなか難しいところもあるということでございますので、そこはご理解いただければと思います。

【野川部会長】 高橋委員。

【高橋臨時委員】 先ほどから懸念される、それから、懸念があるというような表現、かなり出ておりますけれども、当然、国交省もこの問題については重大な懸念を示しているというような感じも受けないわけではないですけども、そういう懸念があるということであれば、なぜ事前に前広に、前段でいろんな論議があつてしかるべきだと思うんだけども、全くないままに、国交省の見解として、国交省大臣から防衛庁大臣にものを申す、これが果たして本当に船員政策を束ねる国交省のやり方なのかなという、非常に疑問を持っています。我々が非常に懸念しているのは、さきの大戦で、ご承知のとおり、6万有余の船員の方が犠牲になり、また、そこに数字としてはあらわれないでしょうけども、漁船も、小さな船から大型漁船まで含めて壊滅的な打撃を受けたと。その中でかなりの犠牲者を出している。これが懸念をされるがゆえに、現職の船員から予備自衛官補にシフトさせる、本人の了解があればという話でしょうけども、そうすると強制的にそういうものが求められる、そういう社会になりますので、これを最大懸念している、そういうことで再三再四、我々は申し上げているわけで、その辺が国交省としてどのようにお考えなのか、そこだけ若干お聞かせ願えればなと思っています。

【野川部会長】 ございますか。審議官。

【佐々木審議官】 第二次大戦で6万人もの船員が犠牲になられたことについては、我々も痛恨だと思っておりますので、防衛省に対しては、そういったことの事態が生じないよというところで意見を申しました。課長から申し上げているとおり、本件については防衛省の事業でございますので、我々の意見は反映されたと思いますが、それでこれ以上、閣議決定事項でもないですから、我々の権限の及ぶベストのことはやったと思っております。

【野川部会長】 すみません、まだいろいろとおっしゃりたいことがあると思いますが、今後、船員部会ではこの話題をしないなんていうことはございませんので、今のご発言も踏まえて、今後の船員部会の中で意見があれば、ぜひ出していただきたいというふうに思

います。

少し時間が延びましたが、この辺で本日の会議を終わらせていただきたいと思います。

それでは、事務局よりお願いいたします。

【成瀬専門官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、本日の船員部会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

— 了 —